

供 述 調 書

住 居 名古屋市中区丸の内3丁目17番6号 801号室

(電話 052-204-1690)

職 業 飲食店経営

(電話 052-203-1611)

氏 名 愛 弁 聞 之 助

昭和54年1月23日生(39歳)

上記の者は、平成30年8月21日愛知県中警察署において、本職に対し、任意次のとおり供述した。

1 私は、ただいまお話しした住居地に暮らしていて、現在、

名古屋市中区三の丸1丁目1番1号

において、

居酒屋「アイベン」

を経営しています。

2 平成30年8月20日、私が経営する店に1人の男性客が来店し、この男の注文どおりに飲食のサービスを提供したところ、飲食代金を支払ってもらえないという無銭飲食の被害にあいましたので、今からこの時の詳しい状況についてお話しします。

3 まず、私の仕事内容についてお話しします。

私は、店では主に、料理を作ったり、接客などのサービスを行っています。

私の出勤日は、

月曜日から土曜日

であり、

午後3時ころから翌日の午前1時ころまでの間、店で働いています。

被害にあった日である平成30年8月20日は、私のほかに、従業員が1名、出勤していました。

この日、私と一緒に店で仕事をしていたのは、

西田真一さん

という男性のアルバイト従業員です。

4 店で無銭飲食をした男性客の特徴は、

身長 168センチくらい

体格 中肉

年齢 30歳くらい

頭髪 黒色短髪

服装 緑色のTシャツ・ベージュ色のハーフパンツ

といったものでした。

この男とは、面前で話をしていますので、もう1度その顔を見ればわかります。この時、本職は、当署刑事課404号取調室において、司法警察員巡査部長 山岸弘哉 が取調中の被疑者 岩川 哲 を透視鏡を介して見せた。

問 この男に見覚えはありますか。

答 はい。この男が、私の店で無銭飲食をした犯人です。

先ほどお話ししたように、私は、この男の面前で話をした時の印象が強く残っており、顔や雰囲気から間違いありません。

警察官から、この男の名前は 岩川 哲 と聞きましたが、全くはじめて聞く名前であり、私の店とも全く関係のない男です。

以後は、この男のことを「甲」と呼ぶことにします。

5 次に、無銭飲食の被害にあった時間についてお話しします。

甲が来店した時間については、午後7時に予約が入っていた団体のお客さんが予約時間よりも少し早く来店してすぐのことだったので、

午後7時ころ

になります。

甲が飲食代金を支払わず店を出ようとした時間は、私が警察に通報した時間から5分ほど前のことなので、

午後10時30分ころ

になります。

ですので、私が被害にあったのは、

平成30年8月20日午後7時00分ころから

同日午後10時30分ころまでの間

になるのです。

- 6 無銭飲食の被害にあった場所は、私が経営している「アイベン」という居酒屋です。

その詳しい住所番地は

名古屋市中区三の丸1丁目1番1号

居酒屋「アイベン」

になります。

- 7 無銭飲食の被害にあった物は、

(1) ビンビール 3本 販売価格 1440円

(2) とろろめし 1杯 販売価格 500円

(3) とりから 1皿 販売価格 590円

(4) 出し巻き玉子 1皿 販売価格 430円

(5) 赤ウィンナー炒め 1皿 販売価格 390円

(6) 米焼酎「暁」 3杯 販売価格 1440円

(7) 黒糖焼酎「里の曙」 1杯 販売価格 500円

(8) ねぎま 3本 販売価格 360円

(9) ホタルイカ 1皿 販売価格 390円

(10) 刺身盛り合わせ 1皿 販売価格 880円

(11) 生ビール 1杯 販売価格 390円

であり、被害総額は、

7,310円

になります。

これらの料理や飲物は、甲が注文して、店で飲食のサービスとして甲に提供した料理・飲物なのです。

8 無銭飲食の被害にあった状況を詳しくお話しします。

この日、私は、アルバイト従業員の 西田真一さんと2人で、開店時間の

午後5時ころ

から、店の営業を開始しました。

そして、午後7時ころ、甲が1人で来店してきたのです。

この時には、団体のお客さんが来店してすぐのことであり、店に他のお客さんがたくさんいたため、1人での来店であること以外に、特に印象に残っていることはありませんでしたが、淡々と料理・飲物を注文して、飲み食いをしていました。

私の店では、当然のことですが、お客さんの注文に対して飲食のサービスを提供するのは、お客さんが飲食のサービスに対する代金の支払いをしてもらえることが前提であり、もちろんこの時も、そのような気持ちでいました。

最初のうちは、他にもお客さんがたくさん居たことから、甲に対しての印象は特にはありませんでしたが、

しきりにトイレに行く

ので、次第に、甲に対して、

ちょっとおかしいな

という気持ちを持つようになりました。

甲は、接客業務をしていた私に声をかけてきて、

私も料理人をしていて店を開いている

などと言っていました。

そして、午後１０時３０分ころ、

私の店のすぐ近くにあるレストラン「キャッスル」の店長

が来店して、甲を見るなり、

またこんなことしているのか

ここのお金払えるのか

と言ったのです。

私の店では、お客さんが注文した料理や飲物を出して、店を出る時に代金を支払ってもらおうという

後払いのかたち

をとっていますので、レストラン「キャッスル」の店長の言葉を聞き、甲が飲食代金を支払ってくれるのか心配になった私は、いったんこの時点までの代金を計算し、甲に代金を支払ってもらおうとしたところ、甲は、

払えない

と言ったのです。

店としても、飲食のサービスを提供し、これに対する代金を支払ってもらうことで利益を得ようと思って営業をしていますので、どうしても代金を支払ってほしいと思い、甲に対して、

なんで支払えないの

と問い質しましたが、甲は何も答えず黙ったままで、埒があきませんでした。

するとしばらくして、甲は何を思ったのか、自分で店の電話から警察に通報したのでした。

9 飲食店を営んでいる者にとって、繰り返し無銭飲食をするような男は、絶対

事前研修刑事弁護起案資料

に許すことができませんので，厳重に処罰してください。

愛 弁 聞 之 助

以上のとおり録取して読み聞かせたところ，誤りのないことを申し立てて署名捺印した。

前 同 日

愛知県中警察署

司法巡查 岸 本 拓 二